

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

| | |
|---------------|---|
| ■日 時 | 平成28年6月9日(木) 9時30分～11時30分 |
| ■場 所 | 市役所本庁舎 2階 第2委員会室 |
| ■出席委員 | 持田委員、大熊委員、菊池委員、西條委員、廣田委員、山口委員、山崎委員、横山委員 |
| ■欠席委員 | 永幡委員、遠藤委員、風間委員、松木委員、松八重委員、丸尾委員、山田委員 |
| ■事務局 | 佐藤環境部長、菅原環境企画課長、相田環境対策課長、樋口環境共生課長、環境調整係 |
| ■審議 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨宮キャンパス跡地利用計画に係る環境影響評価方法書について (諮問第50号) ・(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画に係る環境影響評価準備書について (諮問第51号) ・ヨドバシ仙台第1ビル計画に係る環境影響評価準備書について (諮問第52号) |
| ■報告 | ・仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価について |
| ■事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者1 雨宮キャンパス跡地利用計画 事業者 ・事業者2 (仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画 事業者 ・事業者3 ヨドバシ仙台第1ビル計画 事業者 ・事業者4 仙台貨物ターミナル駅移転計画 事業者 |
| 事務局 | <p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新委員紹介 ・審査会成立報告 |
| 事務局 | <p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認 |
| 持田会長 | <p>【次第3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>議事録署名 山崎委員に依頼</p> <p>→ (山崎委員了承)</p> |
| (審議1) 持田会長 | <p>それでは審議に入る。</p> <p>審議事項1の雨宮キャンパス跡地利用計画環境影響評価方法書について、</p> |

| | |
|------|---|
| | 前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を伺った上でさらに審議を重ねる。 |
| 事務局 | <p>まず、事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局から方法書に対する意見書の提出状況について申し上げる。意見書の提出期間は、5月20日（金）までとなっており、意見書の提出が1件あったと事業者から報告があった。</p> <p>前回審査会以降の指摘事項等に対する対応方針並びに市民からの意見及び事業者の見解については、事業者から説明をお願いする。</p> |
| 事業者1 | (資料1-1～1-3、当日資料について説明) |
| 持田会長 | ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。 |
| 横山委員 | <p>前回の審査会で、既存樹木の伐採時期によっては、既存樹木を活用したくても先に東北大の方で伐採してしまい、活用できないということになってしまふのではと指摘した。また、今回、事業者が用意した資料1-2「雨宮キャンパス移転まちづくり検討報告書」には「既存樹木の活用が望ましい」と書いてある。この報告書は東北大の財務担当理事が参加していることから、東北大の財産である樹木をむやみに伐採しないような形で都市計画を進めてほしいという意図が汲み取れる。しかし、事業計画を見ると、既存緑地を有効活用する計画にはなっていない印象がある。どのように緑地を有効活用するのかという具体的な計画を明確にする必要があると思う。</p> |
| 事業者1 | <p>東北大から引渡しの際に更地となることについてはご理解いただいているかと思う。現在は、残置できる木についての具体的な計画を解体スケジュールと合わせて東北大の方で検討しているところである。それに合わせて協議を進めていく方針としていることから、具体的なスケジュール等は今後確認していくことでご理解いただければと思う。</p> |
| 持田会長 | 事業者側が言っていることは話をすり替えている。東北大は好んで更地にしたい訳ではなく、事業者側が更地にしてほしいと言うから更地で渡すのであって、後から使う事業者側がここを残してくれと言えば、大学として無理に更地にする必要性はない。 |
| 事業者1 | 私がお話しさせていただいたのは、契約上での話である。残置できる木をどのように整理していくかについては、今後東北大と協議していくことになる。 |
| 持田会長 | 事業者側がここを残してほしいと言うかどうかという話を聞いている。 |
| 事業者1 | おっしゃるとおり、私どもからどの木を残してほしいという要望はさせていただくが、実際に残置できるかという課題があることも事実である。 |
| 横山委員 | 緑化計画が具体的にどのようになるかはまだ分らないかも知れないが、時間的なタイミングを含めて計画を明確にしていかないと、結局こちらの意図、例えば何かができるだけこういうふうにしてくださいと要望を出し |

たことに反した結果に最終的にはなるのではないかという懸念がある。東北大学と事業者での協議でということだが、双方にそれぞれ立場があると思うので、そこに例えば意見等の食い違いがあったりすると、時間的なタイミングで、本来だったら残せたはずのものが残せないということが起こり得る。そのあたりは綿密に協議していただくというのは当然だが、ある程度細かく、こういうふうな結果になりましたということを何かしらのタイミングで報告していただくようなことがあってもいいのではないかと思っている。

事業者1

先ほどご説明した都市計画提案に際して、事前にいろいろと関係者を交えて議論してきており、1つのイメージとして、こういった骨格で広場の空間であるとか緑地計画の考え方を示している。

基本的にその提案に基づき、それを具現化するための都市計画決定であると認識をしており、当然のことながら、その地区計画の実現に当たって必要なことというのは必ず各事業者の方で考慮していただくことになる。

一方、都市計画の中で、各敷地内の話に関して要望等はできるかもしれないが、最終的な判断は各事業者のほうで行うことになるので、そのあたりの調整で、先ほどご指摘いただいたように、検討した結果をどういった形で周知できるかというところも含めて引き続き検討させていただきたい。

持田会長

私から、机上にある空中写真を用意していただくよう事前にお願いしていた。例えば、現在東北大学の校舎がある中庭の緑については、校舎解体に際して支障となることから、ここを残してくれと言われたら東北大学は非常に困ると思う。しかし、南西側の雑木林が広がっているようなところは、東北大学の解体工事において何ら問題はなく、事業者が残してくれと言えば残せる。そのことは私が何人かの建築の専門家に確認済みである。つまり、ここを切る・切らないは事業者側の都合であって東北大学側の都合ではない。

それから、地区計画とおっしゃるが、資料1-2の9ページで、「既存樹林を生かした緑豊かで美しい街並みの形成」とある一方で、この空中写真と地区計画を見比べると、雑木林を軒並み切って全て駐車場にするとしている。地区計画で協議したからもういいという話ではない。アセスとして問題がないかをもう1回ここで議論して、変えられるものは変えてもらわないといけないという考えだ。よろしいか。

事業者1

前回も少しお話しさせていただいたが、環境アセスメントの手続きの対象は商業施設の範囲である。そうはいっても東北大学として一体的利用をされていたところに関して、どのようなことができるのか、という議論になっている。環境アセスメントという観点では、この商業施設を対象としていただいた前提で、何ができるのかという議論になるものと認識している。

持田会長

方法書の要約書24ページにおいて、緑の現況について現地調査をし、予測結果を踏まえ、本事業による緑の量への影響が保全対策等により回避・低

減が図られているか否かについて評価すると書いてある。回避・低減を図る言いながら、資料1-3を見ると、商業施設の場所は樹木を丸ごと伐採してしまうということだ。回避・低減をどうやって図るか、あるいは代償として移植するというのがアセスの議論である。それはよろしいか。そのときに、更地引き渡しですなんて言われたら議論できない。

事業者1

更地引き渡しが前提の上で、当然残すべきものを残すということで、例えば今移植というお話があったが、当然、現地で関係者、専門家の方を交えて確認した後に、残せる木と移植できる木ということもある。その移植できる木についても、商業施設以外の各事業者と今後調整を図りながら、先ほどお示しした将来のまちづくりのイメージに沿った形で使えるものを使っていく。その検討結果については、何らかの方法で周知をしていくように考えている。

持田会長

それからもう1点、これだけ豊かな緑があれば、そこに生きものがいるはずである。要約書の6ページの下の生態系のところに、「計画地は既に造成された土地であり、周辺も市街地であるから、自然植生が分布せず、植物・動物の主要な生息生育空間とはなっていない」と書いてある。これは本当か。要するに、動物・生態系を環境影響評価項目として選定していないのはなぜか。

事業者1

引き渡しを受けた時点で考えると、既に動物は生息していないこと、また徘徊性の動物が現状の雨宮キャンパスにいるとは基本的に思えない。

持田会長

引き渡しの際に、もう動物が生息できないような状態にしてしまうとおっしゃっている。しかし、今現在は明らかにいるのではないか。

事業者1

全くいないということはないと思う。ただし、現状においてもタヌキのような徘徊性の大型哺乳類がいるとか、魚類が生息しているというような、動物の生息状況は考えづらいと考えた。

持田会長

鳥類や昆虫類の中継点にはなっているのではないか。

事業者1

木があるので鳥類がとまっている可能性はあるかもしれないが、注目すべき種がいるかどうかというと、そうではないと思う。

持田会長

それは、調べなければわからない。環境影響評価項目から抜いているのはどういうことか。

事業者1

抜いているわけではなく、前提が更地として考えていた。

持田会長

更地引き渡しが前提ということでロジックが組み立てられていて、更地にするのは東北大学のせいだと言われている訳だが、もう少し緑を残すように事業者から申し出いただければ、生きものだって残せる。そういう前提に立てば、環境影響評価項目も変わってくると思う。

私は「仙台市みどりの基本計画」を策定したときに委員だった。事前調査書の3-85ページを見ていただくと、「仙台市みどりの基本計画」では、仙

台市の東西に自然とまちをつなぐみどりがあり、街の中心部には歴史・文化のみどりというものがあり、その円環の中の1つとして雨宮キャンパスがある。3-88ページの図3-26のとおり、東北大学農学部跡地の有効活用検討が計画に書かれている。東西の自然から街中に緑を進出させ、生きものを呼び込もうという計画であるのに、更地にしてもう生きものはいませんというのは到底承服できない。今言ったことを次回、ご回答いただきたいということでおよろしいか。

事業者1

山崎委員

はい。
資料1-1の1ページ目、事業計画全般事項の2番目のところで、病院施設並びに住宅施設の工事スケジュールは現時点未定ということ、それから、それぞれについては事業者が決めるということで、それは前回も聞いて理解しているが、今議論になっている話を考えると、やはり、事業者がいつごろ決まるのかというのは、協議をしていく上でも重要なことだと思うが、その辺はどういう見通しか。

事業者1

現時点では時期についてはまだ確定できないというのが、この場での回答となる。

大熊委員

持田会長がおっしゃったことに尽きると思うので蛇足になるかもしれないが、自然との触れ合いの場については、地区計画に従ってやっていくことになるので環境影響評価の対象に含めないということを意味しているのか。だとしたら、先ほどの論議と同じで、それはおかしいと思う。提供していただいた（資料1-2の）検討報告書の中でも、現状、貴重な触れ合いの場になっているという評価があるので、生態系や樹林がどうなっているかを含め評価した上で、それをどうやって残すのか、残せないところは代替するのかということを検討する必要があると考える。

事業者1

本事業の自然との触れ合いの場としての機能については、地区計画の内容をもとに、コンセプトではなく具体的な内容を事業計画の中で記載することを考え、今回はこのように回答させていただいた。

持田会長

事業計画として記載するだけではなく、周辺の公園などと同様に調査・予測地点として雨宮キャンパス自体も設定されるべきだという意見だ。自然との触れ合いの場だけではなく、景観についてもそうだ。

事業者1

景観については、雨宮キャンパス隣の愛宕上杉通りを含めて調査している。自然との触れ合いの場については、これから有する機能として、事業計画の中で示していくこうと思ったので、調査・予測地点としては入れなかった。

持田会長

勝山公園は、自然との触れ合いの場の調査・予測地点となっているが、そこで調査されること同等の情報が、雨宮キャンパスについても蓄積されているということか。資料1-3をつくる過程で、それが既に蓄積されているのであれば、それを示してくれれば良い。もともとあった自然との触れ合い

の場がどのように変質して、どうやってそれが代替されたかはアセスの対象になるべきだと思う。景観もそうだ。資料1－2の「はじめに」を見ると、「羊が草を食む風景」とある。「羊が草を食む風景」がどのように変わるのがという点は、アセスの対象だと思うので、雨宮キャンパス自体が調査・予測地点として設定されるべきだ。

事業者1

持田会長

検討する。

それから、先ほど山崎委員から、工事中の病院と住宅との複合影響の話があった。工事中は一過性の話であり、一番問題なのは供用後だ。供用後には商業施設だけが存在するわけではなく、病院や住宅があつて、周辺地域に騒音や NOx 濃度といった環境影響が生じる。供用後の影響を予測するにあたって、バックグラウンド濃度、つまり現状をどう考えるかということが重要で、具体的な計画がはっきりしているなら、それを基に検討すれば良いが、はっきりしていないのなら、想定される病院や住宅地の交通量をバックグラウンドにしなかったらおかしい。

事業者1

今のところ、工事業者も決まっていないので、供用後についても全く想定も想像もつかないところではあるが、病院や住宅については、何かを参考にして設定すべきということか。

持田会長

そうだ。工事中がもし議論になるなら、もっと問題になるのは供用後ではないか。それはどう考えるのか。

西條委員

資料1－3を見て、おおよそ全体計画の概要が分かった。1つ1つの建物についてはこれから具体化されるだろうが、全体計画を見てみると、商業施設には立体駐車場が計画されていて、また、集合住宅にも当然駐車場が出来、病院にもこれだけの駐車場のスペースが考えられているということは、将来的に全ての建物が供用された際には、愛宕上杉通りの交通量というのは相当なものになるのではないかと懸念される。現在でもこの愛宕上杉通りは、時間帯によってはすごく渋滞する。会長がおっしゃったように、全ての建物ができ上がった状態での環境影響評価をしていただきたい。

それから、絵として、本当にバラ色のプレゼンテーションがされているが、本当にこういう生活ができるのはこの区画の中だけの完結した環境づくりということで、全体的な環境づくりとしては、周りに附属中学校や小学校があり、マンションも今後また出来てくることから、全体的な環境ということを見据えた上で、ここの地区計画を考えてほしいと思う。

持田会長

いいご指摘である。示された絵の駐車場の数を数えたらある程度交通量が推定できる。もともと雑木林があるところを全て伐採して、駐車場にするという案があって、その案で環境負荷を想定したらこうなる、一方、駐車場をこれだけ減らしたらこうなるという話で、一貫した評価をするべきだと思う。資料1－3の図面を見せるのなら、この図面と整合した周辺の負荷を想定し

| | |
|----------------------|---|
| | <p>た供用時のアセスを示すべきである。</p> <p>検討する。</p> <p>それでは、もう1回繰り返すが、仙台市みどりの基本計画をもう1回よく読んでいただいて、仙台市全体の構想の中での計画地の位置づけを確認していただきたい。そして、更地引き渡しが前提ではなく、なるべく緑地を残すという話の中で環境影響評価項目等についてもう1回見直していただきたい。資料1-3の内容が、資料1-2からものすごい飛躍があり、環境アセスの立場から見れば非常に問題が多い。この場でなるべく正したいと考えている。</p> <p>それでは、時間になったので、追加のご質問、ご意見などがあれば、後ほど事務局に提出をお願いする。</p> <p>なお、次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。</p> |
| (審議2) | |
| 持田会長 | <p>次に審議事項2の「(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価準備書」について、前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を伺った上でさらに審議を重ねる。</p> <p>まず、事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局から準備書に対する意見書の提出状況について申し上げる。意見書の提出期間は、5月24日(火)までとなっており、意見書の提出が2件あったと事業者から報告があった。</p> <p>前回審査会以降の指摘事項に対する対応方針並びに市民からの意見及び事業者の見解については、事業者から説明をお願いする。</p> |
| 事務局 | |
| 事業者2 持田会長 大熊委員 | <p>(資料2、当日資料について説明)</p> <p>ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。</p> <p>資料2の1番の意見に対し、いろいろとご検討いただき感謝する。</p> <p>その上で、ご検討いただいた文章を読ませていただくと、正直物足りない感じがする。いろいろ工夫して書き込まれているが、高齢者の住みよい街にしようとか、住んでいる人が便利に、快適になるようにしようというところはよく見えるが、社会全体が非常に変化していて、人口も減少していく時代の中で、次のモデルをつくっていくのだというところまで感じられない。具体的には、高齢化だけではなく、例えば「人口減少」や「気候変動」などのキーワードを用いて、もう少し本質的で恒常的な問題に触れるといいのではないか。あるいは「環境共生・生物多様性」や「スマートな暮らし方」などの言葉が使われているが、もう少し環境負荷を減らしていくことにつながるような「低炭素」や「循環」などのキーワードがあつてもいいのではないかと思う。また、「便利」「快適」だけが目的でなく、もう少し持続可能な街に</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>なるようなことを入れたほうがいいのではないか。</p> <p>そういった、より本質的な、長期的な持続可能性を考えていることが分かるように書いていただきたい。そして、文章を書いてそれで終わりということでは意味がないので、本当に本質的なところを変化させていくようなモデルをつくっていくということをぜひお願いしたい。</p> <p>正直申し上げると、この時代に里山を切り開いて開発するということ自体が、本当は正しくないと個人的には思う。いろいろな経緯等からどうしても開発するというのであれば、それが正当化されるためには、相当のことをする必要があるのではないかというのが私の考え方である。</p> |
| 事業者2 | <p>我々の中でもこの部分の記載についてはかなり悩んだ。今のご指摘を踏まえ、例えば「持続可能」という言葉をヒントにもう少し幅を広げて考えていただきたい。</p> |
| 持田会長 | <p>この第6住区に住む人たちだけにとって快適な理想郷をつくるような文章ではなく、里山を切り開いてしまったかわりに、世の中へのインパクトを減らすとか、地球環境への負荷を削減するなど、そういった視点での文言があるといいのではないか。</p> |
| 事業者2 | <p>我々は住民の方々の目線を大事にして考えていたが、ご指摘いただいた視点がやや欠けていたと思うので、もう少し広い視野での考え方を今後検討していただきたい。</p> |
| 持田会長 | <p>それでは、ほかにご質問がないようなので、追加のご質問、ご意見などがあれば、後ほど事務局に提出をお願いする。</p> <p>なお、次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。</p> |
| (審議3) | |
| 持田会長 | <p>次に審議事項3の「ヨドバシ仙台第1ビル計画に係る環境影響評価準備書」について、前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を伺った上でさらに審議を重ねる。</p> <p>まず、事務局から説明をお願いする。</p> |
| 事務局 | <p>事務局から準備書に対する意見書の提出状況について申し上げる。意見書の提出期間は、5月24日（火）までとなっており、意見書の提出が1件あったと事業者から報告があった。</p> <p>前回審査会以降の指摘事項に対する対応方針並びに市民からの意見及び事業者の見解については、事業者から説明をお願いする。</p> |
| 事業者3 | <p>（資料3-1, 3-2, 当日資料について説明）</p> |
| 持田会長 | <p>ただいまの説明に対して委員の皆様のご意見、ご質問などをお願いする。もししないようなら、私から意見を述べさせて頂く。</p> <p>前回の審査会で、私が指摘した風害の件だが、資料3-2の6ページ目の</p> |

式の修正はこれで結構だ。しかし、7ページ目の表8.8-7の下から2行目の「時間差分」項目に「一次風上差分」と書いてあるが、これは「空間差分」である。

そして、日本建築学会作成の「市街地風環境予測のための流体数値解析ガイドブック」の161ページの5-2の移流項スキームの項において、「一次風上スキームは非常に安定なスキームであるが、数値粘性が大きく、速度分布がなまる傾向にあるので、使うべきではない」と書いてある。それにもかかわらず、一次風上スキームを使っているということは、このガイドブックに準拠していないということだ。前回の審査会で、私がガイドブックに準拠していないと意見し、後日そのページを事務局経由でガイドブック中のガイドラインの部分を事業者に提供したにもかかわらず、このような記載をしているということはガイドラインを読んでいないとしか思えない。

また、ガイドラインは差分スキームと乱流モデルについてだけ書いてあるわけではない。ガイドブックの156ページ以降に計算領域の大きさ、周辺建物の再現範囲、メッシュ分割、境界条件、計算アルゴリズム、離散化手法、乱流モデル、解析結果の信頼性、結果の表示方法が記載されており、それについてどのように条件を設定して解析されているのかちゃんと説明してもらいたい。

計算モデルに「風上差分」と書かれている今の解析結果は、ガイドブックに準拠しているとは言えず、認められない。

「準拠している」と記載があるのに、実際には準拠していないというのは、もしかしたら、仙台市の環境影響評価審査会では、「準拠している」と書いていれば中身をチェックしないで通ると思われているのではないか。私はこのガイドブック作成時の責任者であった。この解析結果は絶対に認められない。やり直すこと。

いま一度、詳細の確認をさせていただきたい。

ガイドブック記載の項目と解析結果の項目が照合できるようにリストアップして見せること。

もし、解析方法が分からなければ、風洞実験をやるべきだ。

ほかにご意見は。

車の流れについてだが、資料3-1の1ページの3番の対応方針の中で、来客・退店車両は、東七番丁通りが全体の61.9%，東八番丁通りが57%と、数字的にはほぼ半々に誘導すると書かれている。準備書の1-18ページを見ると、北目町通りから入ってくる車、それから、東五番丁通りから新寺につながる大きなガードを入ってくる青い線のルート、その青い線のルートもこの東七番丁通りのところで2方向に分かれるルートが書かれているが、この誘導の起点はどこを設定しているのか。

事業者3

持田会長

西條委員

それからもう1点。資料3-1の6ページの日照問題の件について、バスプールは冬至に5時間程度の日陰になるというが、日影規制対象範囲及び配慮を要する施設に日影が及ばないから影響は小さいという文言で締めくくられている。しかし、バスプールは建物がなく、人が常にそのまま露出した状態で利用している。バスプールそのものに対しての影響を、少し考えていただければと思った。

事業者3

まず、車両に関する誘導の起点についてだが、幾つか誘導の方法があると思っている。例えば、お店の駐車場の前で誘導員により誘導する方法、建物から離れたところで誘導員が誘導する方法、道路上の立て看板で誘導する方法、折込みチラシやインターネットを使って誘導する方法などがある。今のご質問の中でイメージされているのは、人で誘導する場合のことか。

西條委員

人と看板である。

事業者3

看板を立てさせていただけるところはどこかなどについては、これから検討していく。先ほど申し上げた5つ、6つの方法の全てのものを利用しながら、こういう形でご来店くださいと車両を誘導することになると思うので、起点がどこなのかは説明しづらい。結果として、供用後に、こちら側が随分混雑しているということが分かった場合には、その都度誘導の仕方を変えていく。これは、県警の指導を受けながら対処していくところである。来店ルートに関しては、目標としての数値を記載しており、それに対して真摯に対応するところである。

それからもう1点の日照の問題だが、バスプールについては、逆に、日照というよりは、バスを待っておられる方、また移動で荷物を多く持ってこられる方が、雨に濡れないような対処のご要望もいただいている。そういう意味では、今、当方で計画している東口のバスプールに関しては、ひさしをつけようと考えており、屋根がかかるとさらに内部を覆ってしまうことになる。ただし、直接の日照がなくても、空間として、幅広くきちんと通れるような道路を用意するので、影響は少ないと考えている。

西條委員

今のご説明はバスペイに関するお話だと思うが、既存の東口バスプールについて聞いている。

事業者3

確かに、バスプールについては日影が生じる。これは、街中で建物をつくるといったときに、必ず出てくる問題である。準備書の8.7-8ページを見て頂きたい。紫のラインは日影の範囲を示しているが、この範囲内は真っ暗なのではないかとイメージされるかもしれないが、実際には青空が見える状況である。このエリアは400%から500%ぐらいの容積率の建物が建つ場所なので、4階建てとか5階建ての建物は必ず建つ。そうすると、日照の部分に関しては、一部阻害されるところが必ず出てくる。このエリアは住宅地ではなく商業地であり、また駅前であるということも加味すると、影響

| | |
|-------|--|
| | としてはそれほど大きくないのではないか。感覚的な部分もあるが、駅前にしてはとのことでご理解をいただければと思う。 |
| 持田会長 | 西條委員のご意見は、日が当たる、当たらないという問題ではなく、日陰によって堆雪とか凍結とか、冬場の問題が出てこないかを懸念されている。 |
| 事業者 3 | 観点がずれていた。 今、駅前のペデストリアンデッキと建物をつなげることで、宮城野区役所と協議している。現状のペデストリアンデッキにおいても融雪対応をしており、雪が降ってもデッキ上には堆雪しないようにしていることから、今後整備するデッキについても同様となると考えている。 |
| 持田会長 | 次に、地上部の道路、バスプールの1階部分については、事業者にとっても建物の目の前、玄関ということにもなるので、建物によって日が当たらず、雪がたまって凍るということであれば、そこは事業者の側でしっかりと対応させていただく。これはどこの建物でもやらせていただいていることなので、ご安心いただければと思う。バスプールの反対側までというのは難しいかも知れないが、少なくとも建物付近のところはしっかりと対応させていただく。 |
| 事業者 3 | 今のおっしゃったことを、分かりやすく書き込んでいただきたい。要するに、日影自体ではなく、それに伴う問題を極力回避するように努めるということを書いていただければいい。 |
| 西條委員 | 次に、資料3-1の7ページ目の景観に関してだが、景観に厳しい京都で認められたのだから、仙台でも当然認められると、そのように感じられる。仙台は仙台で、杜の都としてのプライドがあり、仙台に合ったものをつくっていただきたい。 |
| 事業者 3 | おっしゃるとおりである。地域に合わせた例として、非常に評価され我々も自信をつけた京都の例があったので、そこを引き合いに出してお話をさせていただいたが、当然仙台に合ったものを作るという考えは持っている |
| 西條委員 | 今の景観にかかわることだが、バスプール側を壁面緑化する計画はないのか。 |
| 事業者 3 | パースでは図化されていないので分かりづらいが、北側のバスプール側ではなく、南側に壁面緑化を計画している。準備書の1-15ページに示したとおり、A棟の南側部分に壁面緑化を行うことを考えている。これは南側で日照条件が良いことと、建物が後退している部分の地上緑化だけでは、十分な緑量がとれないためである。壁面の緑化は10メートルぐらいの高さになり、立体的でかなり大きな緑を計画している。 |
| 西條委員 | 見た目としては、仙台駅から出たときにはぱっと目に入るところのほうが良いのではないか。 |
| 事業者 3 | 建物の北側になると、植物の生育環境という点、メンテナンスの問題や枯れる可能性もかなりあるので、今回は南側を計画している。 |

| | |
|------|--|
| 持田会長 | <p>それでは、追加のご質問、ご意見などがあれば、後ほど事務局に提出をお願いする。</p> <p>なお、次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。</p> |
| 持田会長 | <p>【次第4 報告】</p> <p>次に次第の4の報告に入る。</p> <p>仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価について、事務局から説明をお願いする。</p> |
| 事務局 | <p>仙台貨物ターミナル駅移転計画は、平成27年2月23日に方法書等が提出され、本審査会にてご審議頂いたところだが、このたび事業者より、事業計画の変更の報告があった。</p> <p>具体的には、計画地の敷地面積が約19haから約23haへと10%以上増加することになったものであり、その結果、条例第32条第1項の規定により、環境影響評価に関する手続きを再実施する必要がある。</p> <p>今回の報告は、手続きの再実施に際して、事前に変更の経緯並びに内容等について、報告するものである。詳しくは、事業者から説明していただく。</p> |
| 事業者4 | (資料4について説明) |
| 持田会長 | ただいまの説明に対して委員の皆様のご意見、ご質問などをお願いする。 |
| 横山委員 | <p>動物、植物の追加調査については、今後、春季調査を実施されるということだが、既に時期的に春季調査とは言えないと考える。</p> <p>それから、春季調査の結果次第では、それ以降の調査は実施しないとのことだが、した方がいいと考えている。確かに、追加調査の範囲は狭く、また、耕作地を中心ということで希少種が見つかる確率は低いとは思う。だが、希少種はたまにしか見つからないから希少なのであって、同じような環境が続いているから希少種は見つからないだろうという判断であつたら、そもそも調査なんかする必要はない。そういう意味で、やはり春季以降も調査をすべきではないかと考えている。</p> |
| 事業者4 | 春季調査の時期が少し遅いという話も含めて、検討してまいりたいと思う。 |
| 山崎委員 | 手続きについて、事務局に確認する。今後、新たな方法書がもう1回提出されて、その後、通常どおり3回の審議が行われることになるのか。 |
| 事務局 | 方法書は、もう一度図書として提出頂く。しかし、一度審議されている案件であり、主に変更部分について審議していただくという観点から、審議は2回とすることを考えている。 |
| 持田会長 | 資料4の4ページ目において、大気質及び騒音・振動の調査・予測地点1の位置が前回と少し変わっているように見える。前回は青丸と白丸の位置が線路に近かったが、変更後は道路反対側になっている。この辺りは住宅が多い地域だが、問題ないのか。 |

| | |
|--------------|---|
| 事業者4 持田会長 | 図の表記が分かりにくくて恐縮だが、調査・予測地点は青丸と白丸ではなく、矢印で示した黒丸であり、その位置は変更していない。 了解した。 他に意見・質問はないか。それでは、本日の質問・意見を方法書の作成にできるだけ反映させるようにご配慮をお願いする。 |
| 事務局 | 【次第5 事務連絡】 ・追加意見の聴取 本日審議した事業についての追加意見 6月16日（木）夕方5時まで ・次回審査会 平成28年7月28日（木） 午後1時30分～ 予定案件 ・雨宮キャンパス跡地利用計画環境影響評価方法書（3回目） ・（仮称）泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価準備書（3回目） ・ヨドバシ仙台第1ビル計画環境影響評価準備書（3回目） など |
| 事務局 | 【次第6 その他】 ・なし |
| 事務局 | 【次第7 閉会】 《審査会終了》 |

平成 28年 7月 20日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 持田 次ト

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 山浦 周一

